

令和7年度 高知県いじめ問題対策連絡協議会
《議事録（概要）》

- 1 日時 令和8年1月23日（金）15時30分～17時00分
- 2 場所 高知共済会館 3階 大ホール「桜」
- 3 出席者
- | | |
|---------------|------------------------|
| 今 城 純 子（会長代理） | 高知県教育長 |
| 松 村 智 明 | 高知県小中学校長会 副会長 |
| 竹 崎 実 | 高知県高等学校長協会 会長 |
| 片 山 真由美 | 高知大学教育学部附属中学校 副校長 |
| 佐 竹 大 樹 | 高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会 会長 |
| 平 野 貴 久 | 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長 |
| 阿 形 恒 秀 | 千里金蘭大学 教授 |
| 本 崎 翔 大 | 高知弁護士会 |
| 吉 川 清 志 | 高知県医師会 常任理事 |
| 池 雅 之 | 高知県臨床心理士会 会長 |
| 竹 内 信 人 | 高知縣市町村教育委員会連合会 会長 |
| 永 野 隆 史 | 高知市教育長 |
| 滝 川 正 二 | 高知地方法務局人権擁護課長 |
| 西 村 光 寿 | 高知県子ども・福祉政策部長 |
| 池 上 香 | 高知県文化生活部長 |
| 竹 内 雄 一 | 高知県警察本部生活安全部長 |
| 藤 田 靖 | 高知県中央児童相談所長 |

4 概要

高知県教育長挨拶

先般、国が公表した昨年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、本県の暴力行為及びいじめの重大事態の発生件数は前年度を下回っている。また、不登校児童生徒数についても、3年連続で全国平均を下回っている。これは、学校現場や関係機関が早期発見に取り組み、組織的な支援体制の強化に粘り強く取り組んできた成果である。

しかしながら、重大事態の発生がゼロになったわけではない。この事実を重く受け止め、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るという認識のもと、常に危機感を持って対応していく必要がある。

そのため、本日の協議では、重大事態の現状と課題を共有し、今後必要となる取組について、皆様とともに協議を行う。

また、いじめの未然防止の観点からも、不登校を生じさせない、子どもにとって魅力ある学校づくりを進めることが重要である。本日は、高知市立南海中学校の校長から、校内サポートルームの設置・運営を通じた実践発表をしていただく。

いじめや不登校の課題は、学校だけで解決できるものではない。本日お集まりの各分野の専門の皆様の見解を合わせ、高知県が一丸となって子どもたちを支える体制を、より確かなものにしていく。

「高知県いじめ防止基本方針」に基づく主要な取組の進捗状況について

事務局 《資料1-1、1-2に基づき説明》

資料1-1は、「高知県いじめ防止基本方針」に基づく主要な取組の進捗状況について、各施策の現段

階での評価、成果・課題、今後の取組を一覧にしたものである。資料1-2は、関係各課から提出された進捗管理表である。

資料1-1の2番、施策名称「児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えたり、児童生徒同士の間関係や仲間づくりを促進したりした学校の割合を向上させる」については、令和6年度の実績として、全校種において目標値を上回った。昨年度改定した「高知県いじめ防止基本方針」を踏まえ、高等学校の代表生徒による意見交換会を実施し、いじめ防止のために自分たちができることについて話し合い、各学校での取組につながるよう働きかけてきた。

4番、施策名称「いじめの重大事態発生件数のうち、重大事態として把握する以前には、いじめとして認知していなかった割合を減少させる」については、前年度と同様に目標としている20%を下回り、認知していなかった割合を減少させることができた。

しかしながら、この結果をもって、本県の深刻ないじめを防げていると過信することがないように留意する必要がある。学校によっては積極的ないじめの認知について理解が進んでいる一方で、認知の在り方の理解が十分でない学校も見受けられる。今後も、いじめの疑いの段階から認知し、重大事態に至った場合においても早期対応・早期解決が図られるよう、管理職研修や県作成の研修教材などを活用し、周知を進めていく。

6番、施策名称「校内支援会において、専門家の見立てを基に支援方法等が決められている学校の割合を100%とする」については、ほとんどの学校で専門家の見立てを基に支援方法が決定されている。今後も、専門家を含めたチーム支援の好事例などを紹介し、専門家を活用した支援がより充実するよう情報提供を行いながら取組を進める。

令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について

事務局 《資料2-1、2-2に基づき説明》

令和6年度の本県の1,000人当たりのいじめの認知件数は54.5件で、前年度比-1.1ポイントである。このことは、各学校におけるいじめ防止の取組の成果である一方で、いじめの疑いや兆候を見逃していないか引き続き留意する必要がある。

1,000人当たりのいじめの解消率は83.1%で、前年度比+5.3ポイントである。また、いじめの重大事態の1,000人当たりの件数は0.11件であり、県としては減少傾向にある。

1,000人当たりの暴力行為発生件数は4.2件で、近年減少傾向にある。その要因として、県教育委員会と市町村教育委員会が連携し、前年度に暴力行為等の発生件数が多かった学校に対して児童生徒への関わり方や支援方法について助言・支援を行ってきたこと、また、学校においても発生原因等を分析し、実態に応じた支援策を教職員間で共有し実践してきたことが挙げられる。

1,000人当たりの小中学校の不登校児童生徒数は34.9人で、前年度比+0.6ポイントであるが、昨年度に続き3年連続で全国値を下回っている。不登校の兆しを早期に把握し早期対応に努めてきたことや、専門家の見立てに基づく支援、校内サポートルーム等の居場所づくりの取組などが要因であると考えている。

加えて、本県ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置し、相談支援体制の充実を図ってきた。その結果、学校内外の機関で相談・指導等を受けた児童生徒の割合は、全国と比べて高い状況となっている。

委員

先ほどの、いじめや暴力行為が多発している学校についてであるが、報告する制度となっており、すべての学校からきちんと報告がなされているという理解でよいのか。

事務局

毎月というわけではないが、定期的に報告がある。学校においては、困難な対応事案が発生した場合には、それぞれの所管の教育委員会に対し、できるだけ早く相談するという対応を取っている。

いじめの重大事態についての現状と課題について

事務局 《資料 3-1、3-2、3-3 に基づき説明》

※資料 3-1 は、個別の事案に関する内容のため、非公開とします。

高知県におけるいじめの重大事態の現状と課題について説明する。

本県において、いじめによる重大な被害が生じた疑いがあるとして調査した件数は、令和 6 年度は 7 件である。これらの事案を分析した結果、大きく 2 点の特徴が見られる。

1 点目は、保護者からの訴えにより学校が初めて事案を把握したケースが見られることである。2 点目は、関係機関と連携したことにより深刻な事態に至らなかったケースである。

これらを踏まえると、被害生徒の保護者からの訴えによって初めて把握される事案があり、周囲の大人が気づきにくいいじめが存在することが課題として挙げられる。そのため、子どものサインを見逃さず、組織的な早期発見・早期対応を継続していく必要がある。

また、重大事態には至っていないものの、悪質ないじめは依然として発生しており、警察等の関係機関と連携した対応が引き続き必要である。

令和 8 年度の取組としては、いじめ重大事態に関する基本的な対応チェックリストの活用を徹底する。文部科学省が示しているチェックリストを踏まえ、各学校の取組状況を把握し、必要な指導・助言を行うことで、すべての項目に取り組んでいる学校の割合を 100% とすることを目指す。

また、拡充する取組として、SOS の出し方に関する教育の強化がある。近年、ネットトラブルなど発見しづらいいじめが学校から報告されていることから、市町村を指定し、小中学校 9 年間を通じて系統的に SOS の出し方に関する教育を実施する。これにより、困ったときに適切な大人に助けを求めることができる援助希求力の育成を図る。

あわせて、学校におけるいじめや暴力行為等の動画が SNS 等で拡散されている状況を踏まえ、文部科学省から対応の要請が出されている。いじめが見落とされていないかアンケート等による緊急確認を行うこと、また、SNS 等での拡散が新たな人権侵害につながる可能性があることから、情報モラル教育を徹底することが求められている。

今後、国からの通知を踏まえ、県としての取組を一層強化し、徹底を図る。

委員

重大事態化を防ぐ取組についてである。先ほど事務局からの説明にもあったように、保護者からの訴えにより初めて事案を把握するケースが多いとのことであり、重大事態を防ぐためには早期発見・早期対応が欠かせない。

そのためには、教職員のいじめ認知力や、いじめに対する感度を高めていくことが重要な課題であると考えられる。

一方で、学校だけでいじめの状況を完全に把握することは難しく、保護者からの情報は非常に重要である。いじめが起きて初めて情報を得るのではなく、日頃から学校だけでは把握が難しいという実情を保護者にも率直に伝え、気になることがあれば情報を共有してもらえらる関係をつくっておくことが大切である。

そのように学校と保護者が連携することが、いじめの重大事態を防ぐことにつながる。

委員

いじめの兆しを早期に把握することが重要である。見えにくいいじめを把握していくためには、教職員が子どもの小さな変化に気づくことができるような余裕を持てる職場づくりも課題であると感じている。

朝の会や帰りの会など、日常の場面で子どもたちの様子の変化に気づくことを、より意識して見ていくことが大切である。また、異変に気づいた際にすぐ対応できるよう、教職員間での日常的かつ定期的な情報共有の仕組みを整えていくことも重要である。

加えて、生活日誌による日々の見取りや、ICT ツールを活用した心情把握などについても、引き続き活用していく必要がある。

また、関係機関との連携では、教職員を対象とした情報モラル教室などの研修を実施し、少年サポートセンターの方を招くなどして、最新の動向について理解を深めていくことも重要である。

委員

教育委員会事務局としては、校長会においていじめの事例を取り上げ、その対応について問題提起を行ってきた。また、教頭会においても、いじめが認知された場合の具体的な対応方法について、ケーススタディなどの取組を行ってきた。

しかしながら、学校や教育委員会事務局だけでは対応が難しい事案もあり、心理、福祉、司法、警察などの外部機関との連携が不可欠である。また、迅速に対応できなければ後手に回ってしまう事例もある。

いじめ対応を進める中で、本来は子どもが守られたか、守るために何ができたのかという視点が重要である。一方で、基本方針の策定や会議の主宰、記録や報告など、どのような手順を踏んだのかという点が重視される傾向もある。

これらは法律で定められている重要な手続であるが、場合によっては形式的な対応に流れてしまうのではないかという懸念も感じている。

委員

学校と連携して早期に対処した事例として、ある地区では、警察の少年係、少年補導職員、少年ボランティア、そして地域の学校の教職員が集まる会が定期的に開かれている。日頃から情報共有を行い、さまざまな話ができる顔の見える関係性が構築されている。

そのため、事案を認知した際には、顔なじみの教職員と少年係との間で速やかに情報が共有される。緊密に連携を取りながら、目撃者の特定や事情聴取が必要な生徒の整理、学校への予備的な聞き取りの依頼などについても、協力して対応することができた。

警察との連携は、すべてを事件化して処理するというわけではない。その点について理解を得ながら、今後も緊密な連携を図っていく。

また、SNS 上での動画拡散の問題については、人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷が拡散された場合の削除要請の手段について周知を図る。あわせて、SNS への書き込みが名誉毀損罪や侮辱罪などの刑罰の対象となり得ることについても、非行防止教室等を通じて学校と連携しながら周知を進めていく。

委員

高知県では、いじめの重大事態は減少傾向にあり、これは好ましい状況である。一方で、先ほどの情報にもあったとおり、保護者からの報告によって把握される事案もあり、保護者との情報共有や連携の重要性を感じている。

保護者が弁護士に法律相談に来る段階では、すでに法的な紛争に発展しつつある状況である。いじめそのものや重大事態化、さらには行政機関の対応に対して不服を持ち、弁護士の見解を求める状況であり、問題がさらに発展した段階にあると言える。

最も重要なのは、子どもが守られることである。その後行政機関の対応を巡る紛争へと発展していくことは、子どもを守るという観点から望ましいことではない。その意味でも、早期発見と初期対応の迅速化が重要である。

弁護士会としては、高知県教育委員会が実施しているスクールロイヤー活用事業に基づき、県教育委員会との協定のもとで個別の法律相談やいじめ予防出張授業を実施している。早期発見の観点からは、いじめ予防出張授業は有効な取組の一つである。各学校からの要請に応じて弁護士を派遣し、予防授業を実施している。

今後も現場からの要望を踏まえ、どのような問題が起きているのかを把握しながら、弁護士会として学校現場への支援を進めていく。

委員

いじめが重大事態化する要因について、全国 32 件の第三者委員会の報告書を分析した研究では、大きく二つの課題が指摘されている。

一つ目は、学校における組織的な対応が十分に機能していない場合があることである。本来行うべき対応が実施されていなかったり、重大化を防ぐ取組が監視中心になっていたり、学校いじめ対策組織が十分に機能していないといった点が指摘されている。

二つ目は、いじめ防止は社会総がかりで取り組むべきものであるという点である。基本方針にも示されているが、時に学校だけの問題として議論されてしまうことがある。本来は、保護者を含めたさまざまな立場の人が連携して取り組むべきものであり、保護者との連携不足なども課題として挙げられている。

逆に言えば、こうした連携が十分に機能していないことが、結果として重大事態化につながっているという指摘である。先ほども、保護者からの訴えによって事案が把握されたケースの紹介があったが、子どもは親に見せる顔、教師に見せる顔、友だちに見せる顔がそれぞれ異なる。そのため、子どもを理解するには、その子を見守る大人同士が連携し、協力して関わっていくことが重要である。

最後に、こうした取組を進めるうえで、学校現場では教師と児童生徒との信頼関係が何より重要であると感じている。最近では、高校生くらいの生徒がいじめについて AI に相談するケースも少なからずあると聞いている。理由として、「批判されない」「否定されない」「説教されない」といった点が挙げられている。

その背景にはさまざまな事情があると考えられるが、子どもがそのような形で救いを求めている状況については、私たち大人としても考えていく必要がある。AI への相談という行動が何を意味しているのか、その背景や状況についても、今後改めて考えていく必要がある。

不登校を生じさせない学校づくりについて

事務局 《資料 4、資料 5 に基づき説明》

資料 4 は、令和 8 年度に重点的に取り組むこととしている「いじめ・不登校対策の推進」をまとめたものである。いじめ・不登校いずれについても、長期化・深刻化させないことが重要であると考えており、ここに記載している取組を進めることで、重層的な支援体制の整備・強化を図っていきたいと考えている。その中でも、資料の中ほどに枠囲みで示している校内サポートルームについて、資料 5 に基づき説明する。

校内サポートルームは、学校には通うことができるが自分の教室には入れない場合や、自宅や教育支援センターから直接学級に向き合うことが難しい場合などに、学校内の居場所として児童生徒が利用できる支援の場である。個別、集団、休息ができるスペースを設け、そこで学習支援や相談等を行うことを想定して設置している。

その結果、生徒の出席日数が増加したり、進路実現につながったり、またオンライン支援を受けること

で学級の様子を知り、学級復帰につながるなどの成果が見られている。折れ線グラフに示しているように、指定校においては、数値的にも一定の抑制傾向が見られている。

課題としては、現在、県内 11 校を指定校として担当教員を配置し、運営を進めながら研究を行っているところであるが、指定校の指定が終了した後も取組が継続して行われるよう、どのようなモデルを残していくのが課題となっている。

本日は、指定校での取組を経て、現在は県・国の補助金を活用しながら支援員を配置し、その運営に携わっている高知市立南海中学校の校長より、実践発表を行っていただく予定である。

高知市立南海中学校長

高知市内では現在 12 校にサポートルームが設置されている。その取組の一例として、南海中学校の取組について報告する。

本校では、学校ランドデザインにおいて、いじめ・不登校・問題行動への対応を重要な柱として位置付けている。これらの課題は個別の問題としてではなく、相互に関連する課題として捉え、学校全体で一体的に対応を進めている。

現在の中学生の状況を考えるうえで、令和 2 年度および 3 年度のコロナ禍の影響は大きい。当時、小学校中学年という多感な時期を過ごした子どもたちが現在中学生となっており、人との関わりやコミュニケーションの経験が十分に得られないまま成長してきた生徒も一定数存在していると捉えている。

本校の校内サポートルーム「あったか教室」は、学校には登校できるものの教室での生活が難しい生徒の校内の居場所として設置している。学習スペースに加え、リラックスできるスペースや生徒同士が交流できるスペースを設け、生徒が安心して過ごすことのできる環境づくりを重視している。

本取組は 10 年以上前から継続しているが、令和 4 年度から 3 年間、県教育委員会より専任教員を配置していただいたことにより、教職員間の情報共有や全教職員で関わる体制の整備が進んだ。その結果、「学校全体で支えるサポートルーム」としての取組がより充実している。現在は支援員を配置しながら取組を継続している。

また、中学校進学時のいわゆる中 1 ギャップの軽減を目的として、小中連携にも取り組んでいる。現在、小学校からは毎月、兄弟関係を含めた欠席状況等について情報共有を受けており、家庭への支援の在り方について中学校と小学校が連携しながら対応を進めている。さらに、生徒同士および生徒と教員との信頼関係の構築を重視している。不登校が生じにくい学校づくりを進めるとともに、不登校の兆候が見られた際には早期に対応できる体制づくりを進めている。

その中で、生徒に不登校の兆候が見られた場合に、学校内に安心してとどまることができる場所や体制が整っていることは極めて重要である。学校として取組を進めているものの、不登校の減少には限界があり、学校の取組のみで解決することは難しい側面もある。不登校は現在の社会状況の中で生じている課題でもあると捉えている。

そのため、県民や行政においても、家庭への支援や不登校への理解の促進を進めることが重要であると考えている。不登校への対応については、不登校児童生徒への個別支援と、学校全体の教育力の向上の両面から取組を進める必要がある。以上で報告とする。

委員

不登校の兆候が見られた際の早期支援や、不登校状態を長引かせないための取組について述べる。

まず、学級での活動が難しくなった場合の対応として、校内サポートルームの設置と運用は非常に効果的である。専属の担当者が子どもの状態を丁寧に把握し、活動をコーディネートすることで、教室に入りにくい状況でも学校に通い続けたり、学習に取り組んだりする機会を確保でき、早期支援につながる。

また、校外の支援として、Kochi Teens Base やメタバースを活用したオンラインサポートも重要であ

る。学校以外の安心できる居場所や学びの場が広がることで、子どもにとって参加しやすい選択肢が増えている。

不登校への対応は学校だけで完結するものではなく、各専門機関との連携が重要である。子ども一人一人に合った支援を検討し、重層的な支援体制を整えていくことが必要である。

委員

不登校という現象を完全に防ぐことは難しいが、子どもの居場所をどのように確保していくかという視点は、不登校対策だけでなく、いじめの問題にも関わる重要な要素である。

高知市では、不登校や不登校傾向の生徒を支援する体制として、いくつかの機関を整備している。昭和40年代から相談教育に取り組んできた歴史があり、現在は教育研究所であるアスパル内に支援センターを設置し、学校に通うことが難しい子どもたちの居場所として運営している。

また、学校には来られるが教室には入りにくい生徒に対しては、校内サポートルームを設置し、学校内での居場所づくりを進めている。さらに来年度からは、学校や支援センターには通えないが学びたい子どもたちを対象とした「学びの多様化学校」の設置を予定している。

このように、複数の支援の場が連携することで、子どもたちの状況に応じた支援の循環をつくっていく。最終的には学校の教室に戻ることを望ましいが、まずは子どもたちの居場所を確保することが重要である。

現在、高知市では県と市の協力のもと12校にサポートルームを設置している。この取組は不登校の出現を抑える効果が見られていると捉えている。今後もサポートルームの効果を生かしながら、子どもたちが安心して育つ学校づくりを進めていく。引き続き県の支援をお願いするとともに、市としても取組を進めていく。

委員

いじめ対策の取組が大きく進み、皆さんが大変努力されていることを感じている。それに関連して、不登校の減少が見られる点も非常に評価できる取組である。

私は小児科医として子どもたちを見ている立場から、資料1-1にある児童会・生徒会活動など、子どもたち自身が主体となって活動する取組は非常に重要であると考えます。子どもたちは活動を通して大きく成長し、発達障害のある子どもたちも含め、自分のできることに気づき、自信を持つようになる。こうした活動をしっかり生かしていくことが大切である。また、子どもたちの主体的な活動が広がることで、いじめの情報も子どもたちの側から上がってくる可能性がある。

資料には「学校に行くのは楽しい」「学校生活が充実している」と感じている生徒の割合も示されており、これは非常に良い結果である。ただ、その中に入らない子どもたちがいることも意識する必要がある。子どもたちの自尊感情を高めることが重要であり、特別な成果だけでなく、毎日学校に通っていることや周囲の役に立っていることなど、当たり前に行っていることを認め、褒めていくことが大切である。

また、不登校の問題を考える際には、学校にいる間だけでなく、その後の社会生活も重要である。実際に、学校には通えなかった子どもがアルバイト先で周囲の支援を受け、社会の中で働くことができるようになった例もある。

そのため、学校段階の支援に加えて、卒業後の社会参加や就労につながるような支援についても、今後さらに検討していくことが重要である。

委員

先ほどの発表にもあったように、子どもたちの中には集団生活に苦手意識を持つ子どもも少なくない。そうした子どもにとって、教室がつらいと感じたときに、保健室やサポートルームなどで休むことがで

きる環境は、心の安全を守るうえで非常に重要である。

しかし現状では、養護教諭が長期休暇となった場合に代替教員が配置されず、支援の空白が生じるケースがあると聞いている。また、不登校になる児童生徒が増えている学級もあり、保護者として状況が十分に把握できず、不安を感じる場面もある。

さらに、小中学校では児童生徒数の減少に伴う学校統合などにより、環境の変化によって精神的に不安定になる子どももいると聞いている。こうした子どもたちへの適切な指導や支援が途切れないよう、柔軟な教員配置をお願いしたい。

また、皆様の意見にもあったように、保護者との情報共有を大切に、勉強会や意見交換ができる場を設けるなど、学校と保護者が連携できる体制づくりを進めていただきたい。

委員

スクールカウンセラーの立場から申し上げる。資料4にあるように、私たちはいじめや不登校への対応を目的として学校現場に入っている。この制度は、不登校が個人の問題とされていた時代から、家庭・学校・地域の課題として捉えられるようになった経緯や、いじめ問題への対応の必要性から導入され、現在まで約30年続いている。

現在、スクールカウンセラーは全校配置となっているが、常勤体制には至っていない。現場では子どもや保護者から相談を受け、学校と情報を共有しながら支援に関わっている。保護者が声を上げてくださることは、学校との連携が進んできた結果でもあり、大切なことであると考えている。

また、南海中学校のサポートルームの取組について、遊びの時間を大切にしている点は非常に意義がある。心理学の視点では、遊びを通して人間関係を築き、学びに向かう心の準備を整えるという考え方があり、学習へつながる重要な段階である。

さらに、メタバースの活用や県立大学との連携など、新しい支援の形も広がっている。加えて、いじめが重大な問題に発展する場合には、スクールロイヤーとの連携も重要である。

AIの活用も進んでいるが、実際のカウンセリングでは、子どもたちは人の表情や反応の違いを感じ取っている。そうした意味で、人が関わることの価値は依然として大きい。今後も専門職や学校が連携しながら、子どもたちを支えていくことが重要である。

委員

教育機会確保法が制定されてから約10年になるが、この間の不登校対応においては非常に大きな意味をもった法律であると改めて感じている。特に、休養の必要性や、学級以外の場で学ぶことの重要性が示されたことは大きい。サポートルームなどは、子どもにとっての「息抜きの場」として大切な役割を果たしている。子どもも大人も、息抜きの時間がなければ前に進むことはできない。

また、子どもたちはさまざまな経験の中でぶつかり合いながら成長していくものであり、その中で「生き抜く力」を育てていくことが重要である。その基盤となる安心できる居場所として、いわゆるサードプレイスのような場も重要であると考えている。

一方で、教育をめぐる議論では、競争原理やマネジメントといった視点も強く語られている。それ自体を否定するものではないが、それだけではなく、「生き抜く力」を軸とした教育の視点も大切にしていくなければならないと感じている。

最後に、学生に伝えていることがある。それは、一人一人の子どもに対して「あなたが大切な存在である」というメッセージをどう伝えるかということである。子どもがそう感じられる関わりを積み重ねていくことが、教育の本質の一つであると考えている。

会長挨拶

会の終了時刻となったため、最後に阿形委員にまとめていただいた。高知県が目指している「きらっと、いきいき、やっぱりあったかい」という、あたたかみのある取組の方向性が、本日の議論の中でも共通していたと感じる。

本日皆様から頂いた貴重なご意見は、今後の取組を進めていく上での大きな指針とする。

引き続き、皆様のご指導とご協力をお願いします。本日の協議をこれで終了する。